令和７年第７回教育委員会定例会議事日程

１　日　時

令和７年６月５日（木）　午前９時３０分から

２　場　所

島本町役場（新庁舎）４階　議会第３・第４会議室

３　議　事

第１　　会議録確認委員の決定

第２　　第１９号議案　島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

第３　　第２０号議案　令和７年度教育費補正予算（案）について

第４　　第２１号議案　動産の買入れについて

第５　　第２２号議案　島本町社会教育委員の委嘱について

第１９号議案

島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第１条第１項第１３号の規定に基づき、議決を求めます。

令和　７　年　６　月　５　日提出

島本町教育委員会

教育長　　横　山　　寛

島本町条例第　　号

島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

島本町執行機関の附属機関に関する条例（平成２４年島本町条例第２１号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部島本町立人権文化センター運営委員会の項中

「

島本町立人権文化センター運営委員会	差別と偏見にとらわれることのない住民の幸福を追求する人権文化を推進するため、島本町立人権文化センターの運営に関する事項を審議し、町長に意見を具申する。	１０人以内

」

を

「

島本町人権啓発施策審議会	次に掲げる事項について審議し、町長に意見を具申する。 ⑴　島本町人権擁護に関する基本条例（昭和６０年島本町条例第１号）第４条各号に掲げる事項 ⑵　島本町男女共同参画推進条例	１５人以内

	（平成１８年島本町条例第１号）第１０条第２項及び第１５条第２項の規定によりその権限に属させられた事項 ⑶　島本町立人権文化センターの運営に関する事項	

」

に改め、同表教育委員会の部島本町新体育館等整備基本計画策定委員会の項を次のように改める。

島本町新体育館等整備事業者選定委員会	新体育館等の整備事業者の選定において公正性及び透明性を確保するため、書類、面接等による審査を実施し、その結果を教育委員会に報告する。	７人以内	⑴　学識経験を有する者 ⑵　町の職員

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、別表教育委員会の部の改正規定及び附則第３項の規定（同表新体育館等整備基本計画策定委員会の項を次のように改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（島本町人権啓発施策審議会条例の廃止）

２　島本町人権啓発施策審議会条例（平成７年島本町条例第１号）は、廃止する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４５年島本町条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表第１人権文化センター運営委員会委員の項を削り、同表新体育館等整備基本計画策定委員会委員の項を次のように改める。

新体育館等整備事業者選定委員会委員	〃	７，５００円

第１９号議案資料

島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

１　提案理由

本町の既設の附属機関を廃止し、新たな附属機関を加えるため、所要の改正を行うもの。

２　議案の概要

⑴　島本町立人権文化センター運営委員会を島本町人権啓発施策審議会に統合するもの。

⑵　島本町新体育館等整備基本計画策定委員会を島本町新体育館等整備事業者選定委員会に改めるもの。

３　新旧対照表

４　施行期日

⑴　令和７年１０月１日

⑵　公布の日

島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　案

別表（第２条～第４条関係）

執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成
町長	島本町人権啓発施策審議会	次に掲げる事項について審議し、町長に意見を具申する。 ⑴　島本町人権擁護に関する基本条例（昭和６０年島本町条例第１号）第４条各号に掲げる事項 ⑵　島本町男女共同参画推進条例（平成１８年島本町条例第１号）第１０条第２項及び第１５条第２項の規定によりその権限に属させられた事項 ⑶　島本町立人権文化センターの運営に関する事項	１５人以内	⑴　学識経験を有する者 ⑵　町の関係団体が推薦する者 ⑶　その他町長が必要と認める者
	島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	（略）	（略）	（略）
（略）				

現　　行

別表（第２条～第４条関係）

執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成
町長	島本町立人権文化センター運営委員会	差別と偏見にとらわれることのない住民の幸福を追求する人権文化を推進するため、島本町立人権文化センターの運営に関する事項を審議し、町長に意見を具申する。	１０人以内	⑴　学識経験を有する者 ⑵　町の関係団体が推薦する者 ⑶　その他町長が必要と認める者
	島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	（略）	（略）	（略）
（略）				

改　　正　　案				
教育委員会	（略）			
	島本町いじめ等対策委員会	（略）	（略）	（略）
	島本町新体育館等整備事業者選定委員会	新体育館等の整備事業者の選定において公正性及び透明性を確保するため、書類、面接等による審査を実施し、その結果を教育委員会に報告する。	７人以内	(1)　学識経験を有する者 (2)　町の職員
町長及び教育委員会	（略）			

現　　行				
教育委員会	（略）			
	島本町いじめ等対策委員会	（略）	（略）	（略）
	島本町新体育館等整備基本計画策定委員会	新体育館及び関連施設の整備に関する基本計画の策定について審議し、教育委員会に意見を具申する。	８人以内	(1)　学識経験を有する者 (2)　町の関係団体が推薦する者 (3)　町立小・中学校長 (4)　住民
町長及び教育委員会	（略）			

○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（附則第３項関係）

改　正　案

別表第１（第２条関係）

区分	基準	報酬額
（略）	（略）	（略）
人権啓発施策審議会委員	〃	７，５００円
まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
新体育館等整備事業者選定委員会委員	〃	７，５００円
（略）	（略）	（略）

備考
（略）

現　行

別表第１（第２条関係）

区分	基準	報酬額
（略）	（略）	（略）
人権啓発施策審議会委員	〃	７，５００円
人権文化センター運営委員会委員	〃	７，５００円
まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
新体育館等整備基本計画策定委員会委員	〃	７，５００円
（略）	（略）	（略）

備考
（略）

第２０号議案

令和７年度教育費補正予算（案）について

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第１条第１項第１３号の規定に基づき、議決を求めます。

令和　７　年　６　月　５　日提出

島本町教育委員会

教育長　　横　山　　寛

令和７年度　教育費補正予算総括表

第２０号議案資料

歳出

【単位：千円】

款	項	目	補正前の額	補正要求額	補正後の額	補正予算要求額における財源内訳				
						特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
教育費	教育総務費	放課後子ども支援費	0	843	843	0	0	0	0	843
	小学校費	教育振興費	174,836	990	175,826	0	0	0	0	990
	中学校費	学校管理費	99,781	7,922	107,703	0	0	8,900	0	△ 978
	幼稚園費	幼稚園費	4,221	1,387	5,608	0	0	0	0	1,387
	社会教育費	スポーツ推進費	0	12,883	12,883	0	0	0	0	12,883
合計			278,838	24,025	302,863	0	0	8,900	0	15,125

※補正要求額には、職員の人件費（給料、会計年度任用職員以外の職員手当等、共済費）は含まない。
※補正前の額等は、今回補正する事業の「節」に関する金額を記載している。

歳出内訳説明書

【単位：千円】

目	要求額	事業名	節（細節）	要求内訳	説明
放課後子ども支援費	843	放課後子ども教室推進事業（施策）	委託料（事務等委託料）	843	放課後子ども教室推進事業指導業務（夏季休暇期間における実施期間の拡大による増額）
教育振興費	990	教育振興事業	使用料及び賃借料（電算関連使用料）	990	パソコンソフト使用料（デジタルドリルの導入による増額）
学校管理費	7,922	中学校施設改善事業	工事請負費（工事請負費）	7,922	町立第二中学校給食室排水設備改修工事（給食室の排水不良を改修することによる増額）
幼稚園費	1,387	幼稚園施設改善事業（施策）	需用費（消耗品費）	952	給食用消耗品（第一幼稚園の給食提供開始に伴う消耗品購入による増額）
			備品購入費（庁用器具費）	435	管理用備品（第一幼稚園の給食提供開始に伴う備品購入による増額）
スポーツ推進費	12,883	新体育館等整備事業	報酬（特別職非常勤職員報酬）	23	新体育館等整備事業者選定委員会委員（７名）（新体育館等整備事業者選定委員会委員の委嘱による増額）
			旅費（費用弁償）	6	（新体育館等整備事業者選定委員会委員の委嘱による増額）
			委託料（工事関連委託料）	12,854	ボーリング調査業務（新体育館等整備予定地のボーリング調査委託による増額）
計	24,025			24,025	

債務負担行為

［設定］

【単位：千円】

事項	期間（自）（至）	限度額	限度額における財源内訳					設定理由
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	府支出金	地方債	その他		
町立小学校給食調理等業務委託（追加）	令和7年度 令和8年度	5,848	0	0	0	0	5,848	令和8年度から第一幼稚園で給食提供を開始するに当たり、第二保育所で調理した給食を第一幼稚園へ運搬する業務を追加するため。
新体育館等整備事業者選定支援業務委託	令和7年度 令和8年度	16,500	0	0	0	0	16,500	令和7年度から新体育館等の整備事業者選定に係る業務を実施し、事業が来年度にまたがるため。

第２１号議案

動産の買入れについて

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第１条第１項第１３号の規定に基づき、議決を求めます。

令和　７　年　６　月　５　日提出

島本町教育委員会

教育長　　横　山　　寛

第　　号議案

動産の買入れについて

島本町立小・中学校で使用するタブレット端末を次のとおり買い入れる。

令和７年６月２３日提出

島本町長　　山　田　紘　平

買入れ金額　　金２２０，５９５，６５０円

買入れ先　　住所　大阪市港区磯路二丁目２１番１号

氏名　令和７年度大阪府 GIGA スクール（ChromeOS）共同企業体

代表構成員　日本電通株式会社

代表取締役社長　川　副　和　宏

提案理由

買入れ業者の確定に伴い、物品売買契約を締結したいため。

第２１号議案資料

動産の買入れについて

１　動産の内容

タブレット端末　３，３０５台

２　買入れ金額

金２２０，５９５，６５０円

３　契約方法

随意契約（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による。）

４　参考資料（別添）

教小中第１３４３号
令和７年４月２８日

島本町教育委員会教育長　様

大阪府公立学校情報機器共同調達協議会会長

入札結果について（通知）

大阪府公立学校情報機器共同調達協議会では、以下の業務について、一般競争入札を行った結果、下記のとおり落札者を決定しましたので通知いたします。

また、別添のとおり、落札者より提出された貴市町村における入札内訳書（写し）を送付いたします。

つきましては、貴市町村において、文部科学省「ＧＩＧＡスクール構想の実現　学習者用コンピュータの調達等ガイドライン」に沿って、落札者と適切に随意契約を締結していただきますようお願いします。

記

１　入札結果情報

業務名称	令和７年度大阪府 GIGA スクール構想の実現に係る学習者用コンピュータ調達実施業務（ChromeOS・買取）
履行場所	大阪府公立学校情報機器共同調達協議会の指定する場所
開札日	令和７年４月２１日（月）
落札企業名称 （落札企業体名称・代表構成員）	令和７年度大阪府 GIGA スクール（ChromeOS）共同企業体 代表構成員：日本電通株式会社
落札企業住所	大阪府大阪市港区磯路二丁目 21 番 1 号
落札金額	6,802,251,100 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
入札書比較予定価格	7,097,275,550 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

２　　貴市町村における入札内訳額

貴市町村における入札内訳額（税込）	220,595,650 円

【連絡先】
担　当　　大阪府公立学校情報機器共同調達協議会事務局
大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課
学力向上グループ　村野　祐介
電　話　　06-6944-3859（直通）
e-mail　　MuranoY@mbox.pref.osaka.lg.jp

入札結果について

令和７年４月２８日
大阪府公立学校情報機器共同調達協議会

大阪府公立学校情報機器共同調達協議会では、以下の業務について、一般競争入札を行った結果、下記のとおり落札者を決定しました。

１　入札結果情報

業務名称	令和７年度大阪府 GIGA スクール構想の実現に係る学習者用コンピュータ調達実施業務（ChromeOS・買取）
履行場所	大阪府公立学校情報機器共同調達協議会の指定する場所
開札日	令和７年４月２１日（月）
落札企業名称 （落札企業体名称・代表構成員）	令和７年度大阪府 GIGA スクール（ChromeOS）共同企業体 代表構成員：日本電通株式会社
落札企業住所	大阪府大阪市港区磯路二丁目 21 番 1 号
落札金額	6,802,251,100 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
入札書比較予定価格	7,097,275,550 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

２　入札結果一覧

番号	業者名称	第 1 回入札金額	備考
1	令和７年度大阪府 GIGA スクール（ChromeOS）共同企業体	6,802,251,100 円	落札
2	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社		辞退
3	富士電機 IT ソリューション株式会社		辞退

以上

第２２号議案

島本町社会教育委員の委嘱について

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第１条第１項第１５号の規定に基づき、議決を求めます。

令和　７　年　６　月　５　日提出

島本町教育委員会

教育長　　横　山　　寛

島 本 町 社 会 教 育 委 員 名 簿

	氏　　名	住　　所	初回就任年月日	今回任期	備　　考	
6	いえしま　あきひこ 家島　明彦	水無瀬一丁目	令和7年6月6日	令和7年6月6日から令和8年3月31日まで	家庭教育 （団体）	島本町PTA連絡協議会

	氏　　名	住　　所	初回就任年月日	今回任期	備　　考	
1	おおの　じゅんこ 大野　順子	高槻市南平台	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	学識経験 （個人）	平安女学院大学
2	まつばら　みよか 松原　美代賀	島本町青葉三丁目	令和2年4月1日	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	社会教育 （団体）	特定非営利活動法人 島本町体育協会
3	やぶた　かおり 薮田　香織	島本町桜井二丁目	令和6年5月1日	令和6年5月1日から令和8年3月31日まで	学校教育 （団体）	町立小中学校校長会 （島本町立第三小学校）
4	かめやま　さとし 亀山　里是	島本町山崎二丁目	令和6年5月1日	令和6年5月1日から令和8年3月31日まで	公募委員	
5	ふじい　ひろこ 藤井　博子	島本町山崎一丁目	令和7年1月1日	令和7年1月1日から令和8年3月31日まで	社会教育 （団体）	島本音楽協会

は新規委員

令和7年6月5日基準

変　更　届

令和６年２月６日付けで当機関より推薦し、令和６年５月１日付け島教辞発第１７号をもって委嘱を受けた「島本町社会教育委員会」の委員について、下記のとおり変更します。

令和７年 5 月 16 日

島本町教育委員会教育長　様

団体名　　島本町 PTA 連絡協議会

代表者　　家島 明彦

記

＜変更前＞

所　　属	島本町 PTA 連絡協議会
役　　職	副会長
氏　　名	小林　麻美子

＜変更後＞

所　　属	島本町 PTA 連絡協議会
役　　職	会長
氏　　名	家島 明彦